

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

大学院学生研究

2018年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	経済学	研究科	経済学	専攻
研究代表者 (2019年3月現在のものを記入)	在籍課程・学年・学生番号		氏名		
	<input checked="" type="checkbox"/> 博士前期課程 2年	17ka001y	則竹 悟宇		印
指導教員	所属・職名		氏名		
	経済学部・准教授		櫻本 健		印
自然・人文・社会の別	自然	・ 人文	・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題	実質最低賃金の上昇が相対的貧困に与える影響について～世帯を考慮して				
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2019年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻・博士前期課程・2年		則竹 悟宇		
研究期間	2018 年度				
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 106,169円 / (採択金額) 160,000円				

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、地域別の名目最低賃金が貧困に対してどのような影響があるのかを、住宅土地統計調査の匿名ミクロデータを用いて実証分析を行った。結果変数は世帯が相対的貧困か否かを表すダミー変数、処置変数として地域別最低賃金の名目値を用い、LPM(線形確率モデル)により分析を行った。また、家族構成を両親子ども世帯、片親世帯、単身65未満世帯、単身65以上世帯、夫婦のみ世帯、高齢夫婦世帯と細分化し、それぞれの家族構成に限定した最低賃金の貧困に対する影響を明らかにした。

結論として以下のことが得られた。①最低賃金は貧困に対して明らかな効果を持っていない。②しかし、家族構成別に細分化すると、単身65歳未満の世帯に対しては貧困を削減する効果を持つ可能性が見て取れた。この結果は、最低賃金には貧困を改善する効果はあるものの、poor target efficiencyにより効果が薄められていることを示唆する。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[最低賃金] [相対的貧困] [住宅土地統計調査]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

①本研究の意義と目的

本研究は最低賃金が貧困に与える影響を明らかにすることを目的としている。最低賃金の影響は様々なものに及ぶと考えられ、その代表的なものに賃金や失業率が挙げられる。また物価などに与える影響を分析したものもあるが本研究ではあえて貧困という世帯所得への影響を明らかにすることを課題とした。本研究で課題を貧困に絞った理由として以下の者が挙げられる。一つ目が最低賃金の大幅な引き上げである。日本の地域別最低賃金の加重平均は特に2007年以降着実に上昇し、今後1000円とすることが政府目標に定められている。つまり、今後数年は今までかそれ以上の上昇幅で最低賃金が引き上げられる可能性がある。二つ目が日本の相対的貧困の上昇である。日本の相対的貧困は1990年代から上昇し続け、2015年には15.7%となっている。国内においても貧困という概念が問題化され一部の専門家からは貧困大国と呼ばれる事態となっている。その要因の一つに諸外国に比べた日本の最低賃金の低さがあるのではないかという議論が今もなおなされている。三つ目が、失業率や賃金などの雇用に対する分析は国内においても数多くあるものの、貧困に対する分析は相対的に数が少ないためである。

最低賃金を引き上げること必ずしも貧困に良い影響をもたらすとは限らない。一般的には、最低賃金を引き上げることは貧困の改善に貢献するといわれており、経済の専門家の間でも貧困増加の要因に日本の最低賃金が低いことが挙げられている。経済理論においては、完全競争市場の下では、最低賃金の引き上げは雇用が悪影響を与えるということが考えられるが、不完全競争市場の下では、最低賃金は必ずしも悪影響を与えるということはいえない。最低賃金の上昇により時間当たり賃金が上昇すればトータルの労働収入は上昇するかもしれないが、それはその他の条件が一定という仮定の下になされている。時間当たり賃金が上昇しても労働時間の減少や失業によりトータルの労働収入が減少することも考えられ、経済理論から影響を明らかにすることは難しい。

さらに、個人の労働収入だけでなく世帯の労働収入を考えるとさらに話は難しくなる。最低賃金で働いている層の多くは貧困層ではないことが多くの研究により指摘されている。例えば、比較的裕福で貧困線からかけ離れている世帯の主婦が、家計補助的に最低賃金の近傍で働くというケースが考えられる。Sabia[2010]によれば、アメリカでは最低賃金近傍労働者のうち、貧困線以下の世帯に属する労働者は11.3%しかおらず、世帯収入が貧困線の3倍以上の世帯に属する労働者は42.3%もいることを示した。日本においても同様の指摘がKawaguchi and Mori[2009]、明坂・伊藤・大竹[2017]によりなされている。よって、このテーマにおいては実証分析が必要とされる。

②先行研究サーベイと本研究の貢献

最低賃金の貧困に対する分析は、国外において数多くの分析がなされている。Neumark, Schweitzer and Wascher[2005]では、最低賃金の引き上げは、貧困線以下の世帯の割合を引き上げるとしている。Sabia and Burkhausert[2010]では、州パネルを用いて固定効果モデルを使い分析するも、最低賃金が州の貧困率に対し有意な影響を及ぼすという結果は得られなかった。Sbia and Nielsen[2015]は、個人を対象にしたSIPPパネルデータを用い、州・連邦の最低賃金が貧困を減らしたというエビデンスはほとんど得られなかったとしている。しかし、Dube[2017]では、より高い最低賃金が貧困線以下の個人の割合を引き下げるとを示している。Neumark, Asquith and Bass[2018]は調査区(Census Tracts)のパネルデータを用い、最低賃金の引き上げは、長期的に貧困を減らす可能性はあるものの、推定方法を変えると有意性が揺らぐため頑健な結果でないとしている。以前は、最低賃金は貧困に対し負の影響、または影響が見られないという研究が多くを占めたが、近年Dube[2017]などにより、新しい手法が導入されており、既存の研究成果を覆す結果が示されている。

次に国内における最低賃金の貧困に対する研究を見ていく。すでに述べた通り、国内においてこのテーマの研究はあまり多くない。勇上[2016]では、JGSSのクロスセクションデータを用いたプロビット分析を行い、最低賃金は世帯所得で見た相対的貧困に有意な効果を持たないことを示している。明坂・伊藤・大竹[2017]では、就業構造基本調査のミクロデータを都道府県パネルデータに変換しパネルデータ分析を行っている。そのため、分析対象は個人や世帯ではなく都道府県となり、アウトカムとして、相対的、絶対的貧困を用いている。分析結果として、最低賃金で働いている労働者のうち貧困線を下回るものは貧困者のうち約15%にすぎないこと、最低賃金を引き上げると貧困率を上昇させることを明らかにしている。

研究成果の概要 つづき

本研究の問題意識は以下の2点を明らかにすることである。一つ目が、最低賃金の名目額の上昇が貧困にどのような影響を与えるのかであり、最低賃金を引き上げると、貧困は減少するのか、それとも増加するのかを明らかにすることを目的としている。分析対象は、1993年から2003年にかけて日本に住居を持つ世帯である。二つ目が最低賃金の影響を家族構成別にみていくことである。特に、ひとり親世帯等で強い影響が出ていないかを明らかにする。また、高齢者夫婦世帯などは、そもそも労働市場から退出している世帯も多く、影響がないことが予想される。これは、最低賃金の影響を強く受ける個人の属性を明らかにしていくことを目的としている。

本研究の立ち位置であるが、国内における研究に付加価値を与えることを目的としている。まず、明坂・伊藤・大竹[2017]において分析単位は都道府県である。これは、Neumark, Asquith and Bass[2018]が個人や世帯を対象とするのではなく、地域を対象とする趣旨を明確に述べたものと整合的である。それに対し、本研究が対象とするのは世帯であり、Dube[2017]に近い立ち位置を有している。次に、都道府県トレンドを推定モデルに組み込んだ点である。これは、現在多くの研究で取り入れられており、都道府県トレンドを取り入れることで、推定結果が変わることが報告されているが、国内の研究ではまだ取り入れられていない。都道府県トレンドは、都道府県固有の貧困率トレンドの違いを取り除くことができる。ただし、都道府県トレンドを分析に含めることが適切かということに対して、議論がなされていることには注意しなければならない。また、Dube[2017]において使われたプラシーボテストを用いて分析結果の妥当性を検証している。明坂・伊藤・大竹論文[2017]はNeumarkに近い手法を採用しているのに対し、本研究ではデータの制約により完全ではないものの、Dubeに近い手法を採用している。

③分析手法

本研究では分析に住宅土地統計調査(平成5・10・15年)の匿名マイクロデータを用いている。国内において本研究に最低限必要な変数を含むマイクロデータは数が少ないため、労働の統計としては一般的でない統計を分析に用いている。しかし、住宅土地統計調査は分析に最低限必要なデータを含むだけでなく、家族構成について詳しく調査され、かつサンプル数が多いことが利点である。また、分析対象は国内に住居を持つ世帯である。そのため、労働市場から退出した対象も分析に含めることができている。これは、他の統計に比べ広い概念を分析の対象にしている。分析には、結果変数として世帯が貧困化否かのダミー変数を、処置変数として地域別最低賃金の名目値を接待し、LPM(線形確率モデル)により分析している。また、近年諸外国の研究で用いられている、都道府県別の固有のトレンドをモデルに組み入れた。ただし、この都道府県別固有トレンドを分析に組み込むことにたいしても、否定的な意見があることは注意されたい。また、分析の妥当性をチェックする手法としてプラシーボテストを行った。具体的には、1期先(未来)の最低賃金を処置変数に入れたこと、高齢者に対する影響をチェックし、有意性が出ていないかを確認した。これらにおいて影響が出るというのは理論的に不自然であり、有意性が出た場合、モデルが不適切であると結論付けた。

④分析結果

まず、全体に対する分析を行った。全体とは、家族構成などでサンプルを細分化せず分析対象すべてを含んだサンプルのことである。その結果、最低賃金の上昇は貧困に対し有意な効果を持っていないことが明らかになった。この結果より、最低賃金は貧困を改善するというは必ずしも言えないということを明らかにした。しかし、家族構成で細分化を行い、分析した結果は、上記とは違うものとなった。まず、単身65歳未満世帯において有意な結果が得られた。最低賃金10円の増加により貧困に陥る確率が5.5~6.1%ポイントほど低下し、最低賃金は貧困に対してよい効果を発揮するという結果が得られた。この結果はプラシーボテストに対しても頑健であった。これは、単身65歳未満において低賃金労働者が大きな割合を占め、最低賃金はその労働環境を改善したためであることが推察される。それに対し、両親子あり世帯や夫婦のみの世帯では有意な効果が見られなかった。

以上をまとめると、一部のサンプルに対し、最低賃金は貧困に対してよい影響があることが明らかにされた。しかし、その他のサンプルに対しては明確な影響が見て取れず、全体で見ると明らかな影響がないという結果が得られた。上記の結果は、最低賃金は貧困を削減する効果はあるものの、最低賃金近傍で働いている層は貧困層ではないことにより効果が薄められている可能性があることを示唆している。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④その他

- ① 則竹悟宇「最低賃金が所得分布に与える影響」、2018年経済統計学会全国研究大会 学生研究報告会(和歌山大学・統計データ利活用センター)、2018年9月12日(水)
- ② 則竹悟宇「最低賃金の引き上げが貧困に与える影響の実証分析～家族構成別に見た分析」、統計数理研究所、平成30年度研究集会「官民オープンデータ利活用の動向及び人材育成の取組」、2018年11月16日